

令和4年第3回岩国市議会定例会会議録（第1号）

○8番（武田伊佐雄君） おはようございます。8番 憲政会の武田伊佐雄です。通告に基づき一般質問を行います。

1、主権者教育について、（1）他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力の育成について伺います。

先日、教育民生常任委員会の視察で、千葉県君津市の中学校合同生徒会事業について調査・研究を行いました。この取組は、市内全ての中学校生徒会役員が一堂に会し、仲間との交流を通して、自主性・協調性・コミュニケーション能力等の社会性を身につけた生徒を育成する目的で開催される事業で、今年で13年目を迎えます。まさに、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成するすばらしい事業が行われていると感心いたしました。本市では主権者教育としてどのような取組がなされているのかお示してください。

また、君津市の中学校合同生徒会事業は市内一斉の生徒会活動を展開することで、連帯感と競争心を高め、お互いに切磋琢磨しながら「きみつはひとつ 参加・共同・連帯」の目標実現に取り組まれています。本市においても、児童・生徒が岩国市民としての自覚が芽生えつつ、人格形成の核となるような取組が必要だと考えておりますが、市の見解をお尋ねいたします。

2、科学センターについて、（1）令和8年度供用開始に向けた現在の取組について伺います。

まず、組織体制についてお尋ねいたします。これまでも供用開始の準備に向けて、早期に増員を伴う適切な職員配置が必要だと提言してまいりましたが、現在どのような検討がなされているのかお示してください。

次に、学校との連携についてお尋ねいたします。新設の科学センターの5つの基本方針の中でも「学校との連携」を特に力を入れて取り組んでいきたいと、昨年9月の定例会で答弁をいただきました。今年度は、学校と連携した学習拠点の内容等を取りまとめる段階だと認識しております。学校から児童・生徒が科学センターへ移動する費用なども含めて、どの程度検討が進んでいるのかお示してください。

また、昨年度には管理運営体制の検討が終わっていると思っておりますので、供用開始後の事業予算の規模についてどの程度を見られているのかお聞かせください。

3、指定管理者制度について、（1）基本的な考え方について伺います。

今回、指定管理者制度について尋ねる理由は、市民から施設の利用料について御相談をいただいております。自分なりに利用料の適正価格について調査・研究を行っているところにあります。令和元年12月定例会に指定管理者制度の概要については詳しく御説明があったものの、その後ガイドラインの改定もありましたので、施設の管理体制について変更があればお示してください。また確認のため、指定管理料の算定についても併せてお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（福田良彦君） それでは、武田議員御質問の第3点目の指定管理者制度についての（1）基本的な考え方についてお答えします。まず、ア、施設管理体制についてでございますが、指定管理者制度は、民間の能力を活用して住民サービスの向上や経費の節減を図り、一層、効率的・効果的な施設の管理運営に資することを目的として、平成15年の地方自治法の一部改正により創設された制度であります。

これにより、公の施設の管理を行わせることができる者が、公共的団体等に限定されていたものが民間事業者まで拡大され、株式会社やNPO法人、あるいは任意の団体においても可能になり、本市にお

いても本年の4月1日時点では127の施設が指定管理者により管理運営されております。

本市における指定管理者制度は、平成27年1月に定めた指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、施設の管理運営を行っております。

このガイドラインにおける指定管理者の選定方法は、原則、公募としておりますが、公募にすることで、施設の設置目的や制度目的の実現が損なわれるといった合理的な理由がある場合は、非公募とすることも可能としており、現在89施設を非公募としております。

指定管理の期間につきましては、原則5年間とした上で、施設の事情等がある場合は、5年未満の短期間とすることや10年までの長期間とすることを可能としていますが、新たに指定管理者制度を導入する施設につきましては、原則3年間としております。

また、施設の使用料等につきましては、利用料金制度を採用することにより、施設の利用料金等を指定管理者の収入とすることも可能な運用としており、現在79の施設におきまして利用料金制度を採用しております。

こうした指定管理者制度による施設の管理運営を継続するに当たりましては、指定管理者の業務の評価を行うこととしており、指定管理者による施設の管理運営が、協定に定められた管理業務の計画に従い適切に実施されているか、定期的に確認、検証を行うことにより、業務の改善に努めているところであります。

市としましては、今後の指定管理者制度の運用について、ガイドラインの目的として定めた、「市民サービスの向上」と「経費の節減」が図られるよう、施設の適正かつ効率的・効果的な運用が行われるよう努めてまいります。

次に、イ、指定管理料の算定についてでございますが、本市における指定管理料の算定方法は、指定管理の更新の際に、原則として、施設に係る過去3年間の収支状況を参考とした上で、それぞれの施設の状況などを考慮しながら上限額を設定しております。

また、指定期間内において、災害等で施設が被災した場合や施設を一定期間改修する場合など、利用者の減少が見込まれる場合のほか、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者が大幅に減少したといった特殊要因が生じた場合につきましても、指定管理料に一定の反映をさせているところであります。

市としましては、過去の収支状況を参考としながら、併せて特殊要因も考慮することにより、適正な指定管理料の算定に努めていますので、よろしくお願いたします。

○教育長（守山敏晴君） 第1点目の主権者教育についての（1）他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力の育成についてのア、これまでの取組についてお答えいたします。

主権者教育については、文部科学省の推進方策にあるとおり、単に政治の仕組みについて必要な知識を身につけるだけでなく、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことのできる力を身につけることが重要であると考えております。そのことから、社会科だけでなく、家庭科や特別活動、総合的な学習の時間など教科横断的に主権者教育に取り組み、協働的に課題解決する力や多面的・多角的に考察し、公正に判断する力など、主権者として求められる力の育成に努めております。

具体的な取組例として、玖珂小学校3年生の総合的な学習の時間では、児童が地域に出向いて地域課題について聞き取ったり、解決策を話し合ったりする活動を通して、地域の方々の協力を得ながら、町に暮らす様々な人との共存社会を目指し、「やさしい玖珂町」をつくっていくことについて学習しております。この取組は、児童にとって、身近な課題に気づき、地域資源を活用しながら、地域の構成員の

一人としての意識を育むことにつながるものであり、発達段階に即した主権者教育の好事例であると考えております。

また、由宇中学校区では、小・中学校で学びへの共通理解を図り、9年間の見通しを持った授業規律の向上を図ることを目的に、生徒会を中心とした中学生が各小学校に出向き、事前に中学校で協議した「学びの5箇条」についてプレゼンをし、小学生と一緒に熟議を行う「子どもの学びプロジェクト会議」を実施しております。

教育委員会としましては、研修会等を通して、このような取組を各学校に紹介するとともに、「めざす子供像」の実現に向けて、各中学校区で取り組んでいる熟議や挨拶運動、地域清掃等、大人と子供の協働的な取組を今後も推進してまいります。

次に、イ、中学校合同生徒会事業についてですが、議員御紹介の君津市教育センター主催の君津市中学校合同生徒会は、各中学校のリーダー養成を主眼とし、自校の自治活動だけでなく他校との交流によって、よりよい自治活動を学び合い、自校へ伝え、発展させていく活動と伺っております。

本市においては、いじめの未然防止に向けて、児童・生徒が自主的に考え、主体的に行動できるようにすることを目的とした岩国市いじめ問題対策サイクルプランを策定し、市内及び和木町の各学校の代表児童・生徒が会して、いじめ問題について話し合う「岩国和木いじめ問題子どもサミット」を実施しております。

岩国市いじめ問題サイクルプランについては、平成29年8月に実施した岩国和木いじめ問題子どもサミットがきっかけとなり、計画的、継続的にいじめ問題解決に向けた取組を、和木町を含む市内全ての小・中学校において行っていくことを目的に策定されたものです。

子どもサミットは、3年に1度の実施ではありますが、1年目は自校における取組を各学校で話し合い、2年目は小・中一貫教育の仕組みを生かして中学校区でのいじめ対策を協議していきます。そして、3年目には先ほど申しました子どもサミットを開催し、いじめ防止スローガンを策定いたします。サミットで策定したスローガンは、和木町を含む市内全ての小・中学校のいじめ対策に生かしております。

教育委員会としましては、一つの社会である学校が抱えている現在の課題について、児童・生徒が自らの問題として主体的に考え、他者と協力して課題を解決していくことができるよう、子どもサミットの取組や現在各中学校区で行われている小・中一貫教育を通じた取組により、子供たちに主権者として求められる力を育成してまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第2点目の科学センターについての（1）令和8年度供用開始に向けた現在の取組についてのア、組織体制についてお答えいたします。

教育委員会では、令和元年度に立ち上げた学識経験者や小・中学校の教職員など、12人で構成する岩国市科学センター整備検討委員会において、過去7回にわたり協議、検討を行っており、今年度も第1回目となる整備検討委員会を、6月29日に開催する予定としております。

この整備検討委員会では、これまでに移転後の科学センターについて5つの基本方針を定めたほか、科学センターで実施する事業のうち、軸となる4つの事業も同時に定めております。

4つの事業の1点目は、科学を楽しむ文化を育てる「科学文化振興事業」を掲げており、小・中学校や幼稚園・保育園の社会見学の受入れや、学校では実施しにくい体験的な学習プログラムの提供などを行ってまいりたいと考えております。

2点目は、市民一人一人の命を守る「体験型防災教育事業」を上げております。こちらは、気象衛星の観測データなどを活用し、自然災害のメカニズムなどを学習できる講座などを行ってまいりたいと考えております。

3点目は、いこいと学びの交流テラス「福祉・国際・多世代科学交流事業」です。介護施設やペリースクールの生徒を受入れ、理科学習プログラムを提供するほか、高齢者によるしめ縄づくり講座や木工教室などを実施してまいりたいと考えております。

4点目は、科学センター運営を支える「基本事業」として、常設展示の充実や職員による学習プログラムの構築や教材開発などを上げております。

こうした事業を展開するため、整備検討委員会においては、防災科学または情報工学担当の専門職員1人、化学分野を担当する専門職員1人、計2人の学術系専門職員の配置が必須であると位置づけております。

今後は、令和8年度の供用開始に向けて、引き続き、整備検討委員会の意見を踏まえながら、収蔵品の管理や基本方針に沿った事業展開ができるよう、人員配置について検討していきたいと考えています。

次に、イ、学校との連携についてですが、移転後の科学センターにおいては、先ほど申しました5つの基本方針の1点目に「学校教員と共に創り出す、科学好き少年・少女を育み支える学びの場」を掲げております。

具体的には、学校教員と科学センター学術系専門職員と指導員が相互に協力しながら、新設される「黒磯地区いこいと学びの交流テラス」の科学センター施設において、理科、環境教育プログラムを提供するなど、学校の理科教室では体験できない講座の開催や、学術系専門職員が学校へ出向いて行う出前授業やサイエンスショーなどを実施してまいりたいと考えております。

また、科学センターまでの移動手段につきましては、バスによる移動が想定されますが、その費用負担につきましては、今後、教育委員会で協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、ウ、予算規模についてですが、移転後の科学センターでは小・中学校の児童・生徒に、学校では体験することのできない理科講座や出前授業を計画しているほか、JAXAや国立科学博物館、藤岡市助博士を介して縁の深い東芝科学未来館などの協力を得て、これらの施設から所有する展示品を借り受け、共用部分を活用した企画展示なども行ってまいりたいと考えております。

そのため、令和4年度の当初予算と比較した場合、大幅に増額した予算が必要になるものと見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） それでは、順不同で再質問を行います。

まず、指定管理者制度について伺います。今回、指定管理者制度についていろいろと調べていく中で気になった点がありましたので、まずそこからお尋ねします。

供用会館の条例の中で、由宇の2施設だけ使用料を取っているのですが、この経緯についてお示ください。

○教育次長（丸川 浩君） 由宇の2施設、由宇文化会館と塩田原供用会館だけ使用料を徴収している経緯でございますが、由宇文化会館は、昭和58年に公民館、図書館及び学習等供用施設の機能を持つ複合施設として建設され、学習等供用施設が1階、公民館が2階と3階、図書館が2階でございます。

使用料につきましては、当時の由宇町において受益者負担の原則から、公民館部分、学習等供用施設部分とも徴収することに決定しています。また、塩田原供用会館につきましては、使用料を徴収している文化会館と均衡を図るために使用料を徴収することになった経緯がございます。

本来は合併時に、旧岩国市との取扱いの差異に関して協議し是正を図るべきでしたが、合併当時の急激な変更は住民の混乱が大きいことから、当面は現状維持とした事項が多く、この件に関しましても、当時、早急な協議、決定が困難なために、当面は現状で継続したものが、今日まで続いている状況でございます。

○8番（武田伊佐雄君） 本市も合併して16年が経過しています。供用会館という枠組みでこれを捉え、市民への公平性を考慮して合併前の制度についての踏襲を見直し、条例改正が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

○総合政策部長（國廣光秋君） 由宇町の供用会館の使用料でございますけれど、こちらは合併前の制度を当面引き継いでいるといった状態が、今日まで継続されているという状況でございますため、市民の公平性について考慮いたしますと、今後、見直しが必要であるということは認識しているところでございます。

現在、本市におきましては、公共施設の方向性などを定めることを目的としまして、仮称でございますが、岩国市公共施設個別施設実施計画、こちらの策定作業を進めているところでございまして、その中では施設の区分ごとに基本方針を定めることとしております。

市民に身近な公共施設としましては、議員御指摘の供用会館を含みます集会所などの集会系施設、また体育館などのスポーツ施設及び文化会館などがございまして、これらの施設に係る基本方針におきましては、施設の使用料につきましては、市民の公平性の観点から見直しを検討することとしております。

供用会館の使用料の見直しにつきましても、この計画の基本方針に基づきまして、計画策定後に見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 次に、指定管理料の算定について質問しますが、過去の答弁の中で少し分かりにくい点があったので確認いたします。

指定管理料の算定について令和元年12月の議事録を抜粋しますと、「計算式で申し上げますと、施設の利用料プラス自主事業の収入、そういったものから経費を引いて、差し引きで指定管理料が出てまいりますので」と答弁されています。この言葉のままの理解によって、自主事業による収入が増えれば、その分指定管理料は削減されるから指定管理者のモチベーションは著しく引き下げることになるのではないかと29番議員が指摘されたのだと思っております。

こここのところは、平均的な施設の利用料と平均的な自主事業の収入から、平均的な経費を引いたもので指定管理料を算定すると受け止めたのでよろしいでしょうか。平均的なという言葉は、恒常的なという言葉のほうが適切かもしれませんが、それならば、当時の部長が答えられた「努力による平均以上の自主事業の収入は十分利益につながる」という答弁と整合性が取れると理解するのですが、いかがでしょうか。

○総合政策部長（國廣光秋君） 指定管理料の算定方法についての御質問でございますけれど、当時の説明の内容を確認しましたところ、適切な説明が十分にされていなかった点がございまして、そのように受け止められたものと考えておりますけれど、指定管理料につきましては、自主事業を含めずに算定のほうを行っているところでございます。

改めて御説明を申し上げますと、壇上でも御答弁申し上げましたけれど、指定管理料につきましては指定管理の更新の際に、原則としまして過去3か年の収支状況等を参考とした上で設定しております。つまり、単年度の収支ではございまして、平均的な収支を基本として参考としておるものでございまして、平均的な施設の利用料などの指定管理者の収入から、平均的な経費、例えば人件費や光熱水費などがございまして、そういった経費を差し引いた額を基に指定管理料を算定することとなっております。

そうして算定されました指定管理料がベースとなりまして、施設管理をされる中において新たな事業展開をされたり、またあるいは自主事業を実施されるなどして収入を増加させたり、また逆に経費の節減に努められたりといったことが実施できましたら、指定期間内で十分利益を生むことが可能になると

いうふうに考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 分かりました。それでは、これまでに調査している中でもう一つ確認したいのですが、備品を使用した際の使用料は指定管理者の利益という理解でよろしいでしょうか。

市から提供された備品については、更新の費用も市が負担するもので、このときの使用料の10割を管理者の収入として適切なのかと疑問に感じましたので、市の見解を伺います。

○総合政策部長（國廣光秋君） 議員御指摘の備品に係る使用料でございますけれど、備品につきましては、指定管理を実施するに当たりまして、市から指定管理者となる団体へ無償で貸与されております。

そうした団体におかれましては、こうした備品などを適切に管理されて、施設利用者から要望があれば、定められた使用料の御負担をいただいた上で御利用いただいております。そうした備品の使用料につきましては、指定管理者の収入とした上で、指定管理料の算定に反映することとしておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 市の見解は確認しましたが、私としては今の備品の収入というのが自主事業の収入とはちょっと受け止めにくいかなと考えております。

私は、先ほどお尋ねした算定方法に沿って検討されていくほうが、透明性が高くなると現段階では考えておりますので、この件についてはもう少し調査してみたいと思います。

それから、市のホームページには令和2年度指定管理業務の評価結果について公表されています。今年度の指定管理状況とは多少異なる部分もありましたが、公表されている部分に関しては確認いたしました。

供用会館の指定管理料については記載がありませんでしたが、市として統一された算出根拠が設定されているのかお尋ねいたします。岩国市例規集・内規集でも確認できませんでしたのでお示してください。

○市民生活部長（小玉陽造君） 供用会館の指定管理料の算定については、指定管理者が行う業務を3つに区分してございまして、それぞれの業務量に応じて、山口県最低賃金から算出し、単価を設定しております。

3つの業務の単価につきましては、清掃業務と防火管理業務の2つの業務は、供用会館は防衛の補助を受けて建設していることから、防衛施設周辺的生活環境等の整備に関する法律施行令による施設の種別を基準とし、2つに区分しており、受付、鍵、建物管理、会計報告業務は、年間使用件数により、8つに区分しております。

この3つの業務単価の合計額を指定管理料としております。また、3年ごとの更新時には、前回の各単価に山口県最低賃金の上昇率を乗じて新たな単価設定を行っているところでございます。

○8番（武田伊佐雄君） 清掃業務と防火管理業務の単価について施行令を確認しますと、種別と基準面積によるものなので一律であり、山口県最低賃金の上昇率を乗じてという先ほどの説明には、この部分も適用されるのかを確認させてください。

○市民生活部長（小玉陽造君） 説明不足で申し訳ございませんでした。先ほど申し上げたとおり、上昇率を踏まえて単価設定をいたしております。

○8番（武田伊佐雄君） 分かりました。次に、令和2年度指定管理業務の評価結果から集会所の評価を見ますと、管理されている地元自治会が赤字で管理されているように見えるものがあります。現在策定中の、仮称と申されましたが、岩国市公共施設個別施設実施計画においては、供用会館を含む集会所などの集会系施設は、市民の公平性の観点からこれらは同格として見直されることもあると理解してよろしいでしょうか。

○総合政策部長（國廣光秋君） こういった施設でございますけれど、同格といえますか、集会系施設、

こちらは交流館とか集会所、住民ホール、供用会館、公民館などが含まれますけれど、こういった集会所系施設全体の使用料の在り方につきまして、見直し等を検討する必要があるというふうに考えております。

○8番（武田伊佐雄君） それでは、供用会館について、その多くが地元自治会に管理を受けていただいている状況というのを確認しております。過去には、出張所に対して指定管理者制度を導入するような考えを耳にしたことがあるのですが、現在、市としてそのような考えがあるのかお尋ねいたします。

○市民生活部長（小玉陽造君） 供用会館につきましては、地元自治会に指定管理を受けていただいている館と、出張所が併設し職員が管理しております直営の館がございます。出張所業務につきましては、今後、窓口業務の見直しを検討していく方向性がございますが、職員の配置についても併せて検討していくこととなっており、現時点では指定管理者制度の導入についての考えはございません。

○8番（武田伊佐雄君） 承知しました。それでは次に、科学センターについて伺います。

科学センターの館長の人事に関して、1年や2年での異動が続く状態に私は理解ができず、令和元年9月に館長の役割について質問し、教育委員会としては館長は中心的に協議を進め、新しい科学センター像を取りまとめる役割を担うという答弁がありました。にもかかわらず、前館長の任期は1年で、今年度また館長が変わりました。教育委員会としてどのように説明されるのかお聞かせください。

○教育次長（丸川 浩君） 人事異動につきましては、個別の案件についての御説明は差し控えさせていただきますが、教育委員会としましては、在職期間の長短はございますが、これまでも市長部局と協議を行い、適正な人員配置に努めているところでございます。

○8番（武田伊佐雄君） 適正な人員配置ですね。総務部長にお尋ねします。人事異動につきましては我々が質問するのはタブーだと思って避けていたところがあるのですが、個人のよしあしについて申してないつもりです。大きなプロジェクトを前に、これだけ異動がある役職もそうそうないと思うのですが何が問題なのでしょう。

これまでの答弁で、人材育成もできている、組織体制もしっかり取り組んでいると説明がりましたが、こういった説明との整合性が取れていないように感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（石橋 誠君） まず、職員配置の考え方についてでございますが、適材適所を基本とし、各職場の状況を踏まえながら、総合的に検討して行っております。結果として、その職場での在職期間に長短が出てくることはありますが、その在職中はしっかりとその職務に当たっていると認識しております。

御質問の特定の案件について申し上げることは控えさせていただきますが、教育委員会についても要望などを踏まえながら、協議を行い、職員配置を行っているところでございます。

今後につきましても、教育委員会の意向も確認しながら、適切な職員配置に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） なかなか職員の希望とかもありまして、全てが思うようにというか、収まりがいいわけにはならないとは思うんですね。ただ、やはり先ほども申しましたけれど、やはりこの科学センターというのは大きなプロジェクトでありますので、そういったところをやはり優先的には考えていただきたいので、教育委員会のほうも市長部局と、それぞれ独立した組織かもしれませんが、しっかりと連携を取ってやっていただきたいと思います。

それから、昨年9月にホームページの更新について情報量が少なくなったことを指摘しましたが、以前のような科学センターとしての情報量が現在でも更新されていないのは、現状の人員配置では通常業務を回すことさえ足りていないのではないかと心配します。

科学センターは正職員2人体制で、その2人ともに今年度異動がありました。併せて以前から感じているのですが、科学センターは土曜、日曜も開館しているので、正職員のいずれかが土日に出勤し、休館日である月曜を除く平日に代休を取るとなると、1週間のうちに一緒に仕事ができるのは4日だと思います。また、科学センターの職員が月曜日に休みを取らなければならないとなると、教育委員会や市長部局との協議の日程調整も難航し、そういった会議が進められないのではないかと危惧しますが、そのあたりは早めに人員を改善したほうがよいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育次長(丸川 浩君) 議員御指摘のとおり今、正職員2人の体制で行っております。しかしながら、こちらのほう教育委員会と科学センターについて、協議につきましては日々重ねておりますし、先ほどのとおり月曜日休館ではございますが、土日に私たち出勤することもございますので、その際に協議もしたりして連携は取っているところでございます。

また、この件につきましても市長部局とも協議を重ね、これからも適正に配置してまいりたいと考えております。

○8番(武田伊佐雄君) しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、昨年度9月に一般質問をした際、答えられたスケジュールに遅れはないのか確認したいと思います。あればまた、どのようにリカバリーするのかお尋ねします。

○教育次長(丸川 浩君) 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、残念ではございますが、他県の委員を招いての整備検討委員会が開催できなかったため、検討が必要な事案に対して議論を深めることができませんでした。内部の検討は引き続き行ってきたところでございます。

今年度は、壇上からの答弁で申し上げましたとおり、6月29日に整備検討委員会を開催し、令和8年4月の移転に向けて準備、検討を遅滞なく進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番(武田伊佐雄君) それでは、今年度学校と連携した学習拠点の内容等を取りまとめるという計画になっていると思いますけれど、そういったことを進めようと思うと、科学センターと学校教育課との協議が必要だと思うんですけど、年間計画はどのようになっているのかお示してください。

○教育次長(丸川 浩君) 遅くなり申し訳ございません。年間計画としまして、現在、案でございまして確定されたものではございませんが、先ほど壇上でもお答えした社会見学などの際に利用していただくメニューと、あと出前講座、そのほかにも現在行っております科学教室を引き続いて開催するとともに、新しくサイエンスショーや企画展、また科学振興展覧会……(「議長、整理してください」と呼ぶ者あり)等を考えております。

○8番(武田伊佐雄君) 年間計画、タイムスケジュールをどのように考えているのかお聞かせください。何回ぐらい会議を開く予定なのか。

○教育次長(丸川 浩君) すみません。随時、必要になった段階で開催したいと考えております。

○8番(武田伊佐雄君) 随時というのはちょっと理解し難いので、そこら辺のところまたしっかり、また後ほど伺いたいと思います。一般質問が終わってから伺いたいと思います。

マイクロ生物館には学術的な職員が配置されていると認識していますが、それを含めると学術的な人員配置は3人ということで科学センターの運営を考えていると受け止めてよろしいでしょうか。

○教育次長(丸川 浩君) 令和3年度から、科学センター内の一施設として位置づけられた由宇町のマイクロ生物館には、正規職員1人と会計年度任用職員の2人が配置されております。このうち、正規職員1人が学術系専門職員の役を担っており、マイクロ生物館における講座や教室、出前授業の講師、理科教材の開発、展示物の作成や企画、理科教育研修、学校や博物館、水族館等の連携事業を展開してお

ります。

議員御指摘のとおり、壇上から答弁させていただいた2人の学術系専門職員に、ミクロ生物館で学術系専門職員の役割を担う当該職員1人を加えた、計3人の学術系専門職員の配置が必要と、整備検討委員会で報告されているところでございます。

○8番（武田伊佐雄君） 職員採用に関しては、教育委員会が直接新規採用を行うことはないと思うのですが、教育委員会と市長部局はどのような連携が取られるのかお尋ねしたいと思います。整備検討委員会で報告された提言を形にしようと思えば、採用年度のどれくらい前からどのような協議が両者でなされるのかお尋ねしたいと思います。仮に令和6年度採用予定としてどのような動きになるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○総務部長（石橋 誠君） 専門職員の採用についてでございますが、通常2年程度前から検討を行うというふうに考えております。教育委員会の意向も確認しながら、具体的な採用方法などについて協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（武田伊佐雄君） 2年程度前から協議が入るということでしたので、逆に今度は教育委員会のほうに、いつぐらいにそういった学術経験者を採用したいと考えられているのか、お聞かせください。

○教育次長（丸川 浩君） 施設の供用開始が令和8年度となっております。その2年程度前から採用が必要ではないかというふうに考えております。

○8番（武田伊佐雄君） ということは、2年前である令和4年度、今年にそういった協議が進んでいくという解釈でよろしいでしょうか。

○教育次長（丸川 浩君） そのとおりでございます。

○8番（武田伊佐雄君） 理解しました。それでは、最後に主権者教育について伺います。

先ほどの答弁では具体的な取組を挙げていただきましたが、市内の活動状況全てを教育委員会は把握しているのかお尋ねします。また、そこには本市としての計画性はあるのか併せてお聞かせください。

○教育次長（丸川 浩君） 主権者教育につきましては、教科横断的な視点で育成ができるよう、各学校の特色を生かした教育課程を編成して実施することが学習指導要領に示されており、先ほど紹介した玖珂小学校においても、年間指導計画や学校・地域連携カリキュラムを作成し、計画的に実施しているところでございます。

市内の活動状況の全てを把握しているわけではございませんが、各中学校区では、課題を解決するために地域の特色を生かしながら取組を進めており、教育委員会としましては、それらの取組が児童・生徒の主体的な取組となるよう、指導主事による学校訪問等を活用しながら支援してまいりたいと考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 岩国和木いじめ問題子どもサミットについては、2020年の8月21日に開催されたときに、私も見学させていただいたと記憶しておりますが、3年に1度の開催では生徒の連帯感を生むには頻度が足りないのではないかと思います。改善は検討されているのかをお尋ねします。

○教育次長（丸川 浩君） 本市におけるいじめサミットを開催するに当たり、1年目は全校生徒を対象とした学校ごとの取組を充実させることに重きを置き、2年目は中学校区ごとの取組を充実させることとしています。そして、過去2年間の取組の集大成として位置づけているのが、サイクル3年目に開催する子どもサミットになります。子どもサミットを単なるイベントとして終わらせないためにも、各学校及び中学校区でじっくりと協議し、より実のある充実した取組とする必要があります。そのためには、2年間のサミット準備期間が必要であると考えています。

また、3年に1回のサイクルが終われば、それで取組が終了するのではございません。サミットで採

択されたスローガンを次年度の各学校のいじめ対策に生かし、スパイラルに取組を発展させてまいります。子供たちが自主的に考え、主体的に行動できる力を育成するために、頻度を増やすのではなく、内容の充実をしっかりと検討し、計画的・継続的に取り組んでいくことが重要だと考えています。

○8番（武田伊佐雄君） 生徒の経験値として考慮したら、在学中に1回経験しておけばよいと捉えるような印象を持ち、むしろ大人の都合で計画されているのではないかと邪推してしまうような答弁に感じるんですけど、本市では2年間の準備期間が必要だと考えておられるのに、毎年開催している君津市との違いは何だと考えられますか。

○教育次長（丸川 浩君） 本市におけるいじめサミットは、いじめの未然防止のための取組であり、3年を一つのサイクルとして次の3年につなげるPDCAサイクルを取り入れております。

現在、令和2年度にいじめサミットで採択された「みんなが主役 ～さりげなく手をさしのべて～」というスローガンの下、SNSトラブル防止というテーマについて取り組んでいます。

1年目の取組として、令和3年度には岩国市内の全小・中学校ごとにテーマに沿った実践を行い、岩国市SNSトラブル防止に向けての実践事例集を作成したところです。また、2年目の取組となる本年度は、各中学校区の実情に合わせ、ミニサミットを仕組むようにしております。3年目の取組となる来年度は、各中学校区からの実践事例を基に、各学校のリーダーを招集し、いじめサミットを開催する予定です。併せて、岩国警察署との連携により、各中学校の代表者対象の少年リーダーズサミットを毎年1回開催しております。

以上のような取組を計画的・継続的に仕組み、児童・生徒一人一人が主体的に考えることを通して、これからの学校や家庭及び社会での生活で起こり得る様々な問題の解決に向け、自主的に取り組もうとする力を育んでいきたいと考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 君津市のように児童・生徒に共通の課題目標を設定してから、各学校での活動に事業を展開していくような取組が本市の子供たちに連帯感を持たせ、それが郷土愛を育むことにもつながると考えるのですが、その点について、そういった形の取組は考えがあるかお聞かせください。

○教育次長（丸川 浩君） 本市においては、令和2年度から全ての中学校区で小・中一貫教育を推進しております。3年目を迎えた今年度、各中学校区では目指す児童・生徒像を掲げ、それぞれの中学校区の課題を解決するため、地域住民や保護者、児童・生徒が熟議を行い、どのような取組が必要かを主体的に考えながら、各学校や地域での取組を進めているところでございます。

また、教育委員会では年に2回、岩国市小・中一貫教育担当者協議会を開催し、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを基盤とした小・中一貫教育の取組を紹介し合い、市全体の教育活動の質の向上につなげているところです。

教育委員会としましては、市の教育方針である岩国市教育基本計画を基にした現在行っている取組が、主権者として必要な資質能力の育成や、郷土愛の育成につながるものと考えており、今後も子どもサミットの取組を継続するとともに、各中学校区における小・中一貫教育を通じた取組を支援してまいりますので、よろしくお願いたします。

○8番（武田伊佐雄君） なかなかちょっと自分の思いというのが、うまく伝えられていないんだなと思うんですが、各中学校区で取り組まれていることは大変いい取組をされていると思うんですよ。ただ、中学校区までしか生徒の意識は広がらないと思うので、「きみつはひとつ」のように岩国市の生徒として自覚できる事業展開を期待したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（丸川 浩君） 本市においては、小・中一貫教育や地域連携教育を進めており、各中学校区の児童・生徒や地域の実情を把握し、それに応じた取組を進めることが、主権者教育や郷土愛を育む

教育を推進していく上で重要であると考えております。議員から御紹介いただきました君津市の取組を参考にしながら、そのよさを取り入れ、本市の主権者教育を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 13年も継続して取り組んでいると、これまでに事業に参加した生徒も有権者になっていることでしょうか、投票率の向上にもよい影響が出ていますかと君津市の担当課に尋ねました。「そのような裏づけは取れていませんが、参加された生徒の中から現在、市議会議員になられている方がいます」と担当の方がお答えになりました。これ以上の説得力はない答えだなと私は感じましたが、教育長はこういった取組に対してどのように思われますか。

○教育長（守山敏晴君） 今、議員は君津市の取組について、いろいろ価値があるということを話をされましたけれども、主体的にものを考えながらいろんな課題を解決していくということは、今、子供たち求められている力であります。

今、岩国市の場合は、そういったことにも重点を置きながらコミュニティ・スクール、要するに地域の方と一緒に話をしていくと、協議をしていく、熟議をしていく、そういったことは各中学校区で行っておられます。議員の中学校区でも、大人と子供のディスカッションということで、本当に幅広い意見を言いながら、またそれを、それから子供たちが学んで地域の課題や地域とのつながりや、またこれから自分が何ができるかということを考えております。

それぞれの中学校区で——それぞれたくさん各地域のよさや課題にどう取り組むかということを考えておりますので、岩国市はそういったつながり、そこにまた小・中一貫校教育を入れながら、子供たちが成長しているなどというのを感じております。学校訪問でも感じますし、先日、ある方が小学校の児童会の場を学校運営協議会の委員として見られて、そこでいろんな学年の子が皆さんの前で発表しておるという姿を見て、「本当、子供たちは成長したね。立派になったね」ということを感想を述べておられました。

私も、各学校に行き——今、議論する道徳というのもやっております。前までは、先生の言うことを聞いて、みんなと同じことを言う、また違うことを言ったら何か文句言われるんじゃないかというようなことがありましたけれども、今はいろんな多様性を認めながら、相手の意見をしっかり聞いて、自分はどう思うかということを論理的に話をする。また意見を聞くほうも、例えば相手のことを理解していく、中には吃音の方もいます、中には場面緘黙の子もいます、岩国市の場合は外国籍の方もあって、この前の授業では片言の日本語でゆっくりと自分の意見を話そうとする小学生がいました。周りの生徒はそれをしっかりと聞いて、時間を待って聞いて、また自分の意見を言う、よく発表できたねということを称賛していく。

大事なものは、そういったいろんな意見が言える、許される雰囲気があるということと、またもう一個は話をして協議したことがどう改善されたかということも大事であると思っておりますので、今ちょうど校則についても、各中学校区で今課題を——小学校でもですけども、話し合いながら考えて改善しよう、いろんなことでそういった子供たちの意見を基に、いろんな活動を進めておりますので、これこそが主権者教育でもあり、または消費者教育でもあり、いろんな教育、いろんなこれからの社会の一員として力をつけていくために必要なものと思っております。私は岩国市の取組を自信を持っていろんなところで発表できるなどと思っておりますので、またよそのよさも身につけながら、また対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 確かに、岩国がやっていることは悪いとは思っていません。昨年、秋田の教育について勉強しに行ったときも、山口県で言っていること、岩国で言っていること、ほとんどそんな

に大差ないというふうに感じたぐらいに、決してよそに引けを取らないことはやられていると思います。

私が求めるのは、やはり、今日、指定管理者制度のことについても質問しましたが、岩国が一つになって16年がたっております。条例の中でもまだ見直されていないところもあり、やはり広い岩国が本当に一つになる。まだちょっと切り切れていないところがあると感じているんですね。そして、社会を変えようと思ったときに一番有効な手だてというのは教育だと思っています。だから、しっかり教育委員会には頑張ってもらいたい。これからもしっかりやっていただけることを期待しまして、一般質問を終了します。